

台風、大雨等における教育活動の中止判断基準

高知県立宿毛高等学校 定時制

1 平常授業

判断する時刻	警報等の状況	対応
午後3時00分	波浪を除く警報が2つ以上（特別警報及び暴風にあつては1つ）、学校のある市町村及び隣接する市町村に発令されている場合を原則とする。 また、警報1つで判断することや鉄道の運行状況を加える場合もある。	休校

2 定期試験

判断する時刻	警報等の状況	対応
午後3時00分	波浪を除く警報が2つ以上（特別警報及び暴風にあつては1つ）、学校のある市町村及び隣接する市町村に発令されている場合を原則とする。	休校

3 土曜、日曜、休日及び長期休業中の補習や教育活動

判断する時刻	警報等の状況	対応
午後1時00分	波浪を除く警報が2つ以上（特別警報及び暴風にあつては1つ）、学校のある市町村及び隣接する市町村に発令されている場合を原則とする。	休講

4-1 部活動（朝から活動）

判断する時刻	警報等の状況	対応
午前6時30分	波浪を除く警報が2つ以上（特別警報及び暴風にあつては1つ）、学校のある市町村及び隣接する市町村に発令されている場合を原則とする。	休み

4-2 部活動（午後から活動）

判断する時刻	警報等の状況	対応
午前10時30分	波浪を除く警報が2つ以上（特別警報及び暴風にあつては1つ）、学校のある市町村及び隣接する市町村に発令されている場合を原則とする。	休み

- (注) ①居住地域や通学地域が上記状況にある場合は、登校を控え安全確保に努めること。
②判断する時刻に上記状況になくとも、台風の接近など、その後上記状況となることが明らかである場合も、登校を控えること。
③対応状況を学校ホームページに掲載するので、確認を行うこと。
④外部機関が実施する事業は、外部機関の判断によるが、上記基準を原則とした対応をとること。